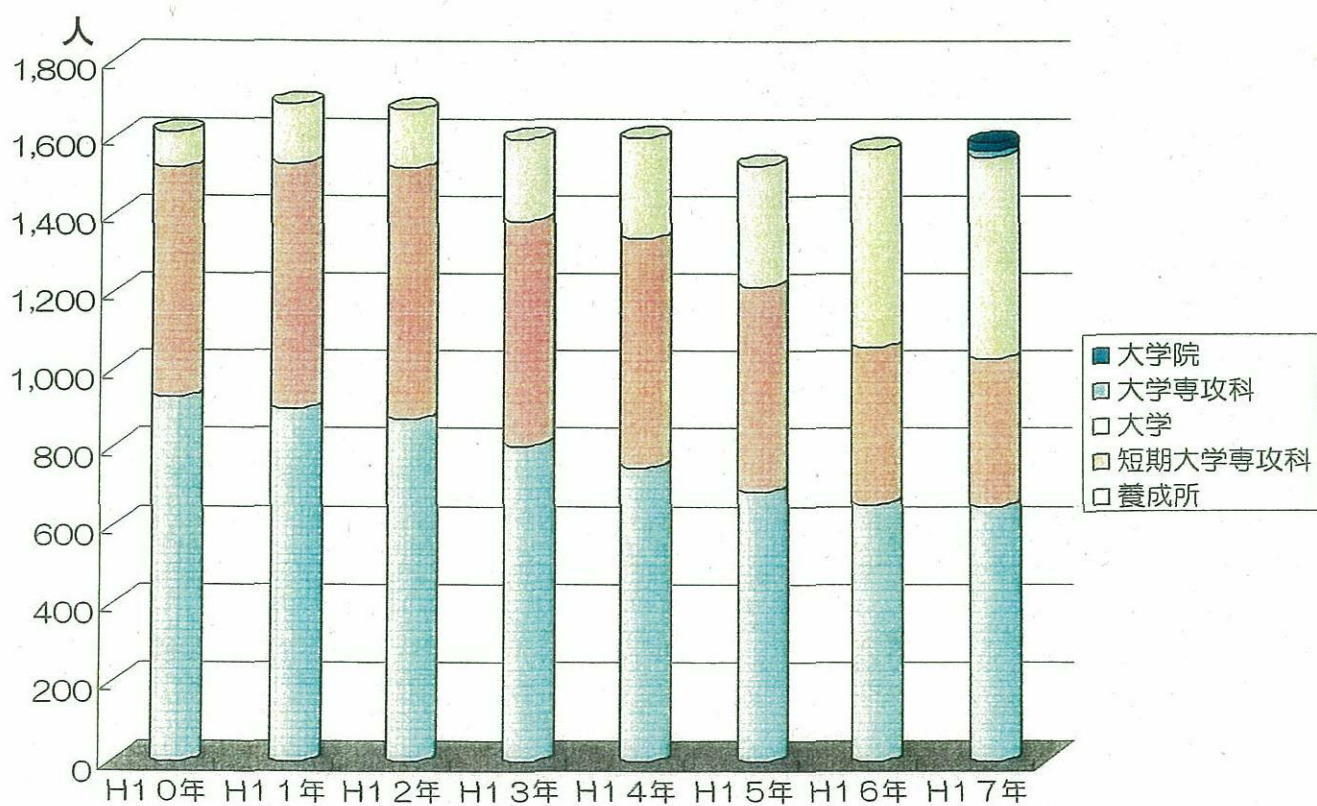


# 助産師教育課程別国家試験（新卒）受験者数

	合計	大学院	大学 専攻科	大学	短期大学 専攻科	養成所
平成10年	1,618	—	—	94	593	931
平成11年	1,691	—	—	155	634	902
平成12年	1,677	—	—	152	649	876
平成13年	1,600	—	—	212	581	807
平成14年	1,603	—	—	260	591	752
平成15年	1,532	—	—	312	530	690
平成16年	1,572	—	—	511	405	656
平成17年	1,590	23	14	523	379	651



# 助産師教育内容の変遷と主な改正事項

昭和46年

基本的な考え方

近年、出産件数の減少や年少人口の減少、十代の人工妊娠中絶の増加等の社会的背景の中で、助産師は、妊産婦の安全・安楽で人間的な出産と児の健全な育児への援助を中心として、さらには父親を含めた家族を通しての地域母子保健への役割の充実が求められている。このような役割を担うため、妊・産・褥婦、新生児の健康診断、保健指導を行うのに必要な知識・技術を習得させライフサイクル各期における対応や乳幼児の健康診査・保健指導の能力を重視する。

また、人間の生涯を通しての生殖や性の課題に携わることから対象のもつ心理、社会面や人間の行動の基盤となる性科学に関する学習の強化を行い、助産の対象を全人的に把握し、それに対応できる能力を助長することとする。

### 改正の概要

- 1) 時間数については現行通り720時間以上とする
- 2) 分散していた基礎理論、実践活動に関する学習内容を整理統合し、幼児に関する科目を独立させ、7から8科目とする
- 3) 助産師の実践活動に必要な健康診断・保健指導の能力や分娩介助等の知識技術を強化
- 4) 助産診断学、助産技術学を講義と実習併せて480時間とする
- 5) 助産師業務の遂行に必要な基礎的学習科目として、「助産学概論」「生殖の形態・機能」「母性の心理・社会学」「乳幼児の成長発達」を設定
- 6) 助産師業務のための基本的能力を強化するため、分散しているものを整理し、体系だった学習内容とし、助産診断学、助産技術学の2科目を設定
- 7) 実習施設は診療所でも可能

平成元年

基本的な考え方

<科目>	(講義時間)
助産学概論	15
生殖の形態・機能	45
母性の心理・社会学	45
乳幼児の成長発達	15
助産診断論	105
助産技術学	105
地域母子保健	15
助産業務管理	15
合計	360時間

<実習>	(実習時間)
助産診断論	270
助産技術学	
地域母子保健	45
(保健所実習を含む)	
助産業務管理	45
(助産所実習を含む)	
分娩取扱10回以上	
合計	360時間
<教育時間合計>	720時間

出典)

1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児がスムーズに行えるよう援助できる能力を養う。

2) 女性の一生における性と生殖をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。

3) 安心して子どもを産み育てるために、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。

### 改正の概要

- 1) 教育の弾力化を図り、科目設定の自由度を高めるため、「助産概論」、「生殖の形態・機能」、「性と生殖に関する心理・社会学」「乳幼児の成長発達」の4科目を統合し「基礎助産学」とする
- 2) 助産診断学・助産技術学を関連づけて学習できるように「助産診断・技術学」とする
- 3) 臨地実習は各科目ごとに時間を定めていたが、統合して「助産学実習」とする
- 4) 正常分娩の取り扱い件数は10例程度を目安とし、分娩の自然な経過を理解し、分娩介助の実際を体験することを重視する
- 5) 単位制の導入について22単位(720時間)※以上を習得することとする

※平成8年 時間については、看護師等養成所の運営に関する指導要領による

1. 看護教育カリキュラム、厚生省健康政策局看護課編集、第一法規、1989
2. 必携看護教育カリキュラム、厚生省健康政策局看護課監修、第一法規、1996

平成8年

<教育内容>	(単位)
基礎助産学	6単位
助産診断・技術学	6単位
地域母子保健	1単位
助産管理	1単位
合計	14単位

<教育内容>	(単位)
臨地実習	
助産学実習	8単位
(360時間)※	
分娩取扱10回程度	
<教育時間合計>	22単位
(720時間)※	

<科目>	(講義時間)
母子保健概論	15
母子保健医学	60
助産論	105
助産業務管理	15
母子保健管理	105
地域母子保健	45
家族社会学	15
合計	360時間

<実習>	(実習時間)
助産論	135
助産業務管理	45
(助産所実習を含む)	
母子保健管理	120
(保健所実習を含む)	
地域母子保健	60
(保健所実習を含む)	
分娩取扱10回以上	
合計	360時間
<教育時間合計>	705時間

## 助産師養成所で実際に実施している教育内容別単位数（時間数）

【助産師課程のみの養成所 教育期間1年】 31校

	基礎助産学 (6単位)		助産診断・技術学 (6単位)		地域母子保健 (1単位)		助産管理 (1単位)		臨地実習 助産学実習 (8単位)		合計 22単位 720時間 以上	
	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
平均	9.2	195.9	9.7	249.2	1.3	30.6	1.1	26.7	11.5	519.9	32.8	1022.4
最大値	14	270	21	345	2	45	2	30	14	630	50	1215
最小値	6	105	6	150	1	15	1	15	8	360	24	775

【保健師・助産師合同カリキュラム：助産師 教育期間6ヶ月】 2校

	基礎助産学 (6単位)		助産診断・技術学 (6単位)		地域母子保健 (1単位)		助産管理 (1単位)		臨地実習 助産学実習 (8単位)		合計 22単位 720時間 以上	
	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
平均	6.5	165	6	167.5	1	15	1	15	8	360	22.5	722.5
最大値	7	180	6	180	1	15	1	15	8	360	23	725
最小値	6	150	6	155	1	15	1	15	8	360	22	720

※ 平成17年度保健師助産師看護師法施行令第14条の規定に基づく報告 看護課調べ

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成一三年一月二五日 衆議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、情報提供の促進を含め必要な環境の整備に努めること。
- 2 助産師教育については、学校養成所指定規則に定める十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。
- 3 保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成一三年一月二九日 参議院厚生労働委員会

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 出産に関するケアを受ける者の意向が尊重され、それぞれの者に合ったサービスの提供が行われるよう、必要な環境の整備に努めること。
- 2 助産師教育については、十分な出産介助実習が経験できるようにする等、その充実に努めること。
- 3 保健師、助産師、看護師等の看護職員については、その職責と社会的使命の重大さにかんがみ、それぞれの職種が果たしている機能の充実強化に向けて、教育環境の改善、人員増等の施策を講ずること。

## 助産学実習における分娩介助の考え方について

参議院円より子議員より提出された助産師に関する質問主意書に対する内閣の答弁書の概要  
(平成17年2月1日 閣議決定)

(問一の1及び2)「十回以上」行うこととされていた助産学実習における分べんの取扱件数が「十回程度」に改められた理由を示せ。また、「十回程度」とは具体的には何回以上を指すのか。

(答) 助産師学校養成所(以下「学校養成所」)において求められる分べんの介助回数については、平成八年の「看護職員の養成に関するカリキュラム等改善検討会」の中間報告書において「分娩取扱件数の実態を踏まえ少子社会の中で可能であり、かつ、助産婦としての基礎的知識技術を身につける最低の線」として「十例程度を目安とすることとされたことを踏まえ、「十回以上」から「十回程度」に改めた。

文部科学大臣又は厚生労働大臣は、学校養成所の指定に当たっては、学生一人につき十回以上の分べん介助が可能であるか否かにより「十回程度」を満たすか否かの判断を行っており、指定後の指導に当たっては、医療機関における正常分べんの数は一定ではなく分べん介助の回数が当初の予定より下回ることがあるため、九回を下回った場合に、「十回程度」に満たないと判断している。

(問一の4) 助産学実習における分べん取扱件数一件の定義は何か。その定義を指定規則等に明記する必要はないか。

(答) 「看護師等養成所の運営に関する指導要領」において「学生一人につき正常産を十回程度直接取り扱うこと」としており、一件の分べんを二人の学生が介助した場合や後産(胎盤娩出)の介助のみを行った場合を含むものではないと考えており、別途指定規則等に規定することは考えていない。

(問一の5) 妊娠、分べん、産じょく各期を通じた継続ケアの実習を必修にする旨を指定規則に明記する必要はないか。

(答) 臨地実習における継続ケアについては、各学校養成所の教育目標に照らして各学校養成所の自主的な判断により教育するものであるが、平成十七年度に開催予定の看護基礎教育のカリキュラム等の改正に係る検討会においては、望ましい臨地実習の在り方も含めて検討する予定。